平成２２年（フ）第１８５９号
大阪府茨木市新郡山１丁目12番503号
債務者　山本　　繁
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１号
広島県三次市十日市東５丁目13番３号
債務者　折田　一浩
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第１４号
千葉市若葉区みつわ台１丁目26番19号　ラフィネＣ102号
債務者　川村美奈子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２７号
千葉市中央区大森町513番地39　プレジール秀和102号
債務者　内田ふみ子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７６号
千葉県市川市高谷２丁目３番４－406号
ア・フィットステージ市川南
債務者　森田　　均
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２０２号
千葉県船橋市習志野台４丁目84番２－201号
債務者　鈴木　　瞳
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２２７号
千葉県市川市奉免町310番地　市営住宅奉免団地3104号
債務者　中野　　覺
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２４０号
千葉県船橋市前原西４丁目33番13―609号
債務者　渡邊　寛行
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３９０号
名古屋市中村区城屋敷町１丁目12番地の１キャスティルⅠ101号
債務者　日高　絵美
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０４号
愛知県尾張旭市旭前町新田洞5055番地２　旭前フレグランスＤ―201
債務者　神田　茂巳
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０６号
愛知県海部郡大治町大字砂子字千手堂650番地　アメニティ大治二番館1107号
債務者　福田きみよ
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１７号
名古屋市瑞穂区松月町３丁目31番地
債務者　鮒谷　賢一
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１４号
札幌市北区篠路８条７丁目１番７号
債務者　田中　将大
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４７０号
札幌市豊平区月寒東１条10丁目４番８－403号
債務者　鷲谷　敏則
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４７１号
札幌市豊平区月寒東１条10丁目４番８－403号
債務者　鷲谷　恵美
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５４８号
札幌市北区屯田６条２丁目５番13号
債務者　黒田　勝美
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５８１号
札幌市白石区南郷通１丁目南４番16―401号
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５８２号
札幌市白石区南郷通１丁目南４番16―401号
債務者　佐藤　美穂
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部